

(別紙2)

「オーストラリア産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成11年4月15日付け11農産第1360号農産園芸局長通達) 一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>5 表示</p> <p>告示10の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p> <p>PLANT QUARANTINE AUSTRALIA</p> <p>ただし、コンテナの封印に表示する場合にあっては、次によるものとする。</p> <p><u>Australian Government</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>5 表示</p> <p>告示10の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p> <p>PLANT QUARANTINE AUSTRALIA</p> <p>ただし、コンテナの封印に表示する場合にあっては、次によるものとする。</p> <p>ア <u>DAFF AUSTRALIA</u></p> <p>イ <u>DAFFA AUSTRALIA</u></p> <p>ウ <u>DA AUSTRALIA</u></p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この改正は、平成28年11月22日から施行する。ただし、平成28年11月19日以前に輸出植物検疫終了の表示がなされた場合は、なお従前の例による。